

長岡市図書館協議会委員について

1 役 割

- ・ 図書館協議会の役割は、次のとおりです。
 - ① 図書館の運営に関し館長が諮問する事項
 - ② 図書館の奉仕に関する事項
 - ③ その他館長が審議を求める事項
- ・ 以上のことについて、審議し、意見を述べるもの
- ・ 協議会の委員は、10 人以内とします。
- ・ 「学校教育及び社会教育の関係者」、「学校教育の向上に資する活動を行う者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、「学識経験のある者」、「その他必要と認める者」のうちから教育委員会が任命します。
- ・ 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 職 務

(1) 図書館協議会への出席

開催時期・議事の内容（通常毎年度 2 回 7 月、2 月（2 時間程度））

○ 1 回目・・・7 月

- ・ 前年度の実績報告及び当年度の重点事業について
- ・ その他諮問事項

○ 2 回目・・・2 月（予定）

- ・ 新年度の運営方針（案）について
- ・ 新年度の主な事業計画（案）について
- ・ 当年度の長岡市立図書館活動評価について
- ・ その他諮問事項

○ 報 酬

1 回につき 9, 1 0 0 円

(2) 研修への参加

新潟県公共図書館協議会委員連絡協議会（新潟県公共図書館総合部門研究集会）への参加（例年委員から 2 名） 10 月頃

(3) イベント行事への出席

図書館や教育委員会等が主催する大きなイベントがある場合、出席をお願いすることがあります。

3 情報提供

館報や図書館主催のイベント関連チラシを逐次送付いたします。